

令和元年（フ）第 4 1 7 号

岡山県和気郡和気町吉田1834番地
破産者 石野 幸子

- 1 破産債権の届出期間 令和 2 年12月15日まで
- 2 一般調査期日 令和 3 年 1 月12日午後 1 時50 分
令和 2 年10月16日

岡山地方裁判所第 3 民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条 3 項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和 2 年（フ）第 2 8 1 6 号

大阪府三島郡島本町青葉 2 丁目14番 7 号、前住所京都府宇治市木幡南山畑19番地の 2 サーバス宇治木幡第 2 ・112号

破産者 横井 将之
異議申述期間 令和 2 年12月 4 日まで
令和 2 年10月16日

大阪地方裁判所第 6 民事部

特別清算開始

令和 2 年（ヒ）第 2 0 0 1 号

青森市緑 3 丁目11番12号202号室
清算株式会社 株式会社イロモア
代表清算人 福井 寿和

- 1 決定年月日 令和 2 年10月14日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

青森地方裁判所第 2 民事部

特別清算終結

令和 2 年（ヒ）第 3 号

滋賀県彦根市安清町13番26号
清算株式会社 株式会社 Y S I

- 1 決定年月日 令和 2 年10月15日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。
大津地方裁判所彦根支部

特別清算協定認可

令和 2 年（ヒ）第 2 0 5 0 号

東京都中央区築地 5 丁目 2 番 1 号
清算株式会社 株式会社虎秀
代表清算人 水野 一雄

- 1 決定年月日 令和 2 年10月16日
- 2 主文 次の協定を認可する。

協定

- 1 各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に、各協定債権の全額につき、その債務を免除する。
- 2 前項の免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

東京地方裁判所民事第 8 部

再生債権の特別調査期間

令和 2 年（再）第 5 号

大阪市北区中津 1 丁目11番 1 号（開始決定時
大阪市北区豊崎 3 丁目14番 9 号）

再生債務者 W B F ホテル&リゾート株式会社
特別調査期間 令和 2 年11月 4 日から令和 2 年11 月 6 日まで
令和 2 年10月16日

大阪地方裁判所第 6 民事部

決議に付する決定

令和 2 年（再）第 9 号

大阪府大阪市住之江区柴谷 2 丁目 1 番45号
再生債務者 ユーシンフーズ株式会社

- 1 決議に付する計画案 令和 2 年 9 月30日付け
再生債務者提出の再生計画案
- 2 書面投票期間 令和 2 年12月 4 日まで
- 3 議決権不統一行使の通知期限 令和 2 年11月 20日
令和 2 年10月16日

大阪地方裁判所第 6 民事部

令和 2 年（再）第 1 0 号

大阪府大阪市西成区花園北 2 丁目14番17号
再生債務者 有限会社西萩

- 1 決議に付する計画案 令和 2 年 9 月30日付け
再生債務者提出の再生計画案
- 2 書面投票期間 令和 2 年12月 4 日まで
- 3 議決権不統一行使の通知期限 令和 2 年11月 20日
令和 2 年10月16日

大阪地方裁判所第 6 民事部

再生計画認可

令和 2 年（再）第 1 号

奈良県五條市住川町888番 9
再生債務者 株式会社 M C F 再生会社（旧商号
株式会社真秀コールド・フーズ）

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条 2 項各号に該当する事由はない。

令和 2 年10月15日 奈良地方裁判所

令和元年（再）第 4 号

福岡市中央区舞鶴 2 ー 7 ー 3

再生債務者 株式会社エーエヌディー

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条 2 項各号に該当する事由はない。

令和 2 年10月15日 福岡地方裁判所第 4 民事部

小規模個人再生による再生手続開始

令和 2 年（再イ）第 1 号

岡山県新見市高尾26番地12
再生債務者 小林 恒夫

- 1 決定年月日時 令和 2 年10月15日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和 2 年11月 5 日まで
- 4 一般異議申述期間 令和 2 年11月19日から令和 2 年11月26日まで

岡山地方裁判所新見支部再生係

令和 2 年（再イ）第 1 3 1 号

埼玉県桶川市大字加納2196番地の181
再生債務者 柴崎美和子

- 1 決定年月日時 令和 2 年10月16日午後 5 時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和 2 年11月 6 日まで
- 4 一般異議申述期間 令和 2 年11月20日から令和 2 年11月27日まで

さいたま地方裁判所第 3 民事部

令和 2 年（再イ）第 1 4 3 号

埼玉県蓮田市西新宿 6 丁目96番地 メゾン・クレア103号

再生債務者 竹川 真史

- 1 決定年月日時 令和 2 年10月16日午後 5 時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和 2 年11月 6 日まで
- 4 一般異議申述期間 令和 2 年11月20日から令和 2 年11月27日まで

さいたま地方裁判所第 3 民事部

令和 2 年（再イ）第 1 5 5 号

埼玉県和光市新倉 2 丁目11番 1 ー 404号 メイツ和光

再生債務者 豊嶋 裕之

- 1 決定年月日時 令和 2 年10月16日午後 5 時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和 2 年11月 6 日まで
- 4 一般異議申述期間 令和 2 年11月20日から令和 2 年11月27日まで

さいたま地方裁判所第 3 民事部

令和 2 年（再イ）第 1 8 5 号

千葉県市川市関ヶ島12番12 ー 509号（行徳
ホワイトハイツ）

再生債務者 ドンコ信枝（旧姓安部）

- 1 決定年月日時 令和 2 年10月16日午後 5 時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和 2 年11月 6 日まで
- 4 一般異議申述期間 令和 2 年11月20日から令和 2 年12月 4 日まで

千葉地方裁判所民事第 4 部破産再生係

令和 2 年（再イ）第 8 0 号

神奈川県平塚市豊田宮下1015番地の 3
再生債務者 香川 寿行

- 1 決定年月日時 令和 2 年10月16日午後 2 時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和 2 年11月 6 日まで
- 4 一般異議申述期間 令和 2 年11月20日から令和 2 年11月27日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和 2 年（再イ）第 2 9 号

長野市小柴見257 ー 2 ジュテーム N O T O 東棟、住民票上の住所長野県上田市東内1929 番地

再生債務者 山本 麻子

- 1 決定年月日時 令和 2 年10月16日午後 5 時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和 2 年11月 6 日まで
- 4 一般異議申述期間 令和 2 年11月20日から令和 2 年11月27日まで

長野地方裁判所民事部再生係